

第20号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「昭和57年法律第80号」の右に「。以下「高齢者医療確保法」という。」を加える。

第3条第1項中「100分の6.64」を「100分の7.18」に改める。

第4条中「2万6,600円」を「2万9,200円」に改める。

第5条第1号中「21,500円」を「21,700円」に改め、同条第2号中「10,750円」を「10,850円」に改め、同条第3号中「16,125円」を「16,275円」に改める。

第6条中「100分の2.62」を「100分の2.66」に改める。

第7条中「9,900円」を「10,400円」に改める。

第8条中「100分の2.10」を「100分の2.26」に改める。

第9条中「1万2000円」を「1万1,400円」に改める。

第9条の2中「6,000円」を「6,100円」に改める。

第23条第1号ア中「18,620円」を「20,440円」に改め、同号イの(ア)中「15,050円」を「15,190円」に改め、同号イの(イ)中「7,525円」を「7,595円」に改め、同号イの(ウ)中「11,288円」を「11,393円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「7,280円」に改め、同号オ中「7,140円」を「7,980円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,270円」に改め、同条第2号ア中「13,300円」を「14,600円」に改め、同号イの(ア)中「10,750円」を「10,850円」に改め、同号イの(イ)中「5,375円」を「5,425円」に改め、同号イの(ウ)中「8,063円」を「8,138円」に改め、同号ウ中「4,950円」を「5,200円」に改

め、同号オ中「5, 100円」を「5, 700円」に改め、同号カ中「3, 000円」を「3, 050円」に改め、同条第3号ア中「5, 320円」を「5, 840円」に改め、同号イの(ア)中「4, 300円」を「4, 340円」に改め、同号イの(イ)中「2, 150円」を「2, 170円」に改め、同号イの(ウ)中「3, 225円」を「3, 255円」に改め、同号ウ中「1, 980円」を「2, 080円」に改め、同号オ中「2, 040円」を「2, 280円」に改め、同号カ中「1, 200円」を「1, 220円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険制度の財政運営の責任主体である兵庫県が定めた事業費納付金を納めるための財源を確保することから、被保険者の急激な負担増とならないことを考慮して、税率の引上げについて、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 税率等の改正（第3条～第9条の2関係）

次の表のとおり税率（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を含む。）を改める。

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）		後期高齢者支援等 課税額分		介護納付金 課税額分		合 計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額の税率	6.64%	7.18%	2.62%	2.66%	2.10%	2.26%	11.36%	12.10%
被保険者均等割額	26,600	29,200	9,900	10,400	10,200	11,400	46,700	51,000
世帯別 平等割額	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 21,500	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 21,700	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 改正なし (7,600)		6,000	6,100	35,100	35,400
	特定世帯 10,750	特定世帯 10,850	特定世帯 改正なし (3,800)				20,550	20,750
	特定継続世帯 16,125	特定継続世帯 16,275	特定継続世帯 改正なし (5,700)				27,825	28,075

※特定世帯＝国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯

※特定継続世帯＝特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯

(2) 低所得者層に対する軽減額の改正（第23条関係）

低所得者層については、その世帯等の所得額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額からこれらの額の一定の割合に相当する額を軽減しているが、上記(1)の改正に伴い、次の表のとおり当該軽減する額を改める。

(単位:円)

減額の種類		減額する額					
		基礎課税額分 (医療給付費分)		後期高齢者支援金等 課税額分		介護納付金課税額分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
7 割 軽 減	被保険者 均等割額	18,620	20,440	6,930	7,280	7,140	7,980
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 15,050	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 15,190	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 改正なし (5,320)		4,200	4,270
		特定世帯 7,525	特定世帯 7,595	特定世帯 改正なし (2,660)			
		特定継続世 帯 11,288	特定継続世 帯 11,393	特定継続世帯 改正なし (3,990)			
被保険者 均等割額	13,300	14,600	4,950	5,200	5,100	5,700	
5 割 軽 減	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 10,750	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 10,850	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 改正なし (3,800)		3,000	3,050
		特定世帯 5,375	特定世帯 5,425	特定世帯 改正なし (1,900)			
		特定継続世 帯 8,063	特定継続世 帯 8,138	特定継続世帯 改正なし (2,850)			
2 割 軽 減	被保険者 均等割額	5,320	5,840	1,980	2,080	2,040	2,280
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 4,300	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 4,340	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 改正なし (1,520)		1,200	1,220
		特定世帯 2,150	特定世帯 2,170	特定世帯 改正なし (760)			
		特定継続世 帯 3,225	特定継続世 帯 3,255	特定継続世帯 改正なし (1,140)			

(3) 略称規定を定めること。(第2条関係)

3 国民健康保険財政への影響

税率改正により国民健康保険税額の増額見込 約24,000千円

4 施行期日 令和2年4月1日（2(3)関係 公布の日）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号_____）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.64を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万6,600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であ

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.18を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であ

って特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 21,500円

(2) 特定世帯 10,750円

(3) 特定継続世帯 16,125円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.62を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.10を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万200円とする。

って特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 21,700円

(2) 特定世帯 10,850円

(3) 特定継続世帯 16,275円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.66を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,400円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.26を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,620円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,050円

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,190円

(イ) 特定世帯 7, 525円

(ウ) 特定継続世帯 11, 288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 930円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7, 140円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13, 300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 750

円

(イ) 特定世帯 7, 595円

(ウ) 特定継続世帯 11, 393円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7, 280円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7, 980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 270円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14, 600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 850

円

(イ) 特定世帯 5, 375円

(ウ) 特定継続世帯 8, 063円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 950円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 300円

(イ) 特定世帯 2, 150円

(イ) 特定世帯 5, 425円

(ウ) 特定継続世帯 8, 138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 200円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 050円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 840円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 340円

(イ) 特定世帯 2, 170円

(ウ) 特定継続世帯 3, 225円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 980円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1, 200円

(ウ) 特定継続世帯 3, 255円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 080円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1, 220円

令和2年度における国民健康保険税率の改正の概要

1 税率を改正する理由

平成30年度から国民健康保険制度が改正（広域化）され、兵庫県が財政運営の責任主体となり、歳出の保険給付費に当たる医療費等は、県交付金で全額交付され、また、県が定めた事業費納付金（保険税負担）を、県に納めるという制度となりました。

そのため、事業費納付金を基に標準保険料率が毎年県から提示され、過去2年間は本市の税率を上回る率であり、被保険者の急激な負担の増加を抑えるため、財政調整基金、約116,000千円を活用し、税率を据え置いてきました。

令和2年度の事業費納付金は1,149,767千円で、このうち保険基盤安定負担金や一般会計からの繰入金などの特定財源（約379,767千円）を差し引いた、約770,000千円が必要額となります。次に示す試算結果をもとに、被保険者の負担の急激な増加を緩和するため、令和2年度は次の改正案により税率を改正します。

【改正案の税率】（標準保険料率（別紙）と現行税率との差の2分の1を上乗せ）

（単位：円）

	改正案の税率				現行税率			
	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支 援金等課税額分	介護納付金課 税額分	計	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支 援金等課税額分	介護納付金課 税額分	計
所得割の税率	7.18%	2.66%	2.26%	12.10%	6.64%	2.62%	2.10%	11.36%
被保険者均等割額	29,200	10,400	11,400	51,000	26,600	9,900	10,200	46,700
世帯別平等割額	21,700	7,600	6,100	35,400	21,500	7,600	6,000	35,100

比較

(単位：円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等 課税額分	介護納付金 課税額分
所得割の税率	0.54%	0.04%	0.16%
被保険者均等割額	2,600	500	1,200
世帯別平等割額	200	0	100

2 改正案の税率等による試算額

試算の条件 ()内は介護分該当者(40歳以上65歳未満)

- ・被保険者数：7,529人(2,208人)
- ・世帯数：4,659世帯(1,864世帯)

必要額 770,000千円

試算結果

(単位：千円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	調定額 合計
標準保険料率	558,082	191,654	64,065	813,801
現行税率	489,799	183,937	55,919	729,655
改正案の税率	524,197	187,955	59,948	772,100

税収見込額

(単位：千円)

	収納見込率 94.65%		収納見込率 94.55%	
	税収見込額	必要額との 差額	税収見込額	必要額との 差額
標準保険料率	770,263	263	769,449	▲551
現行税率	690,618	▲79,382	689,889	▲80,111
改正案の税率	730,793	▲39,207	730,021	▲39,979

上記より、標準保険料率で試算した結果、税収見込額としては、約770,000千円です。

現行税率で試算した結果、税収見込額としては、約690,000千円、不足額は約80,000千円となります。

改正案の税率で試算した結果、税収見込額としては、約730,000千円、不足額は約40,000千円となります。

3 税率の決定

財政調整基金の状況について、現在の基金保有額は213,465千円ですが、令和元年度の決算見込みでは、96,988千円（うち税への充当額約75,000千円）の繰入を行う予定のため、令和2年度当初の基金保有予定額は116,477千円の見込みです。

前述で試算した標準保険料率、現行税率、改正案の税率での不足額（必要額との差）を基金繰入した場合、その残高は次のとおりです。

財政調整基金の状況

（単位：千円）

	令和2年度 当初保有額	基金繰入額	基金残高
標準保険料率	116,477	0	116,477
現行税率		80,000	36,477
改正案の税率		40,000	76,477

標準保険料率では、基金繰入の必要は少ないですが、税率の上昇率が高いことから、被保険者への大きな負担となることが見込まれます。（基金活用の必要性）

現行税率では繰入後の基金残高が約36,000千円となり、令和3年度では急激に税率（標準保険料率相当）を上げざるを得ない状況になり、被保険者への影響が多くなることが推測されます。

改正案の税率では大幅な税率（標準保険料率相当）の上昇を抑え、被保険者への影響を考慮し、また、この場合、国民健康保険財政の安定を保てる基金残高であると考えます。

4 被保険者への影響額

1人当たり平均の調定額（試算）

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
現行税率	65,000	24,400	25,300	114,700
改正案の税率	69,600	24,900	27,100	121,600

⇒ 6,900円の増額

参考（標準保険料率での調定額 試算）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
標準保険料率	74,100	25,400	29,000	128,500

5 北播各市国民健康保険税率の状況（令和元年度）

①基礎課税額分（医療給付費分）

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	7.32%	6.64%	29,781円	26,600円	20,940円	21,500円
西脇市	6.68%	6.68%	27,196円	27,200円	19,122円	19,200円
三木市	7.54%	6.50%	30,703円	25,000円	21,588円	20,000円
小野市	7.63%	8.30%	31,058円	26,600円	21,838円	25,500円
加西市	6.63%	7.70%	26,991円	27,000円	18,978円	26,000円

②後期高齢者支援金等課税額分

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	2.79%	2.62%	11,287円	9,900円	7,936円	7,600円
西脇市	2.51%	2.51%	10,165円	10,200円	7,147円	7,200円
三木市	2.71%	2.30%	10,999円	9,000円	7,734円	7,000円
小野市	2.64%	2.60%	10,694円	8,400円	7,519円	8,400円
加西市	2.68%	2.90%	10,876円	9,000円	7,647円	8,000円

③介護納付金課税額分

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	2.51%	2.10%	13,078円	10,200円	6,108円	6,000円
西脇市	2.48%	2.48%	12,943円	13,000円	6,045円	6,100円
三木市	2.57%	2.00%	13,401円	8,000円	6,258円	6,000円
小野市	2.79%	2.40%	14,582円	9,400円	6,810円	6,300円
加西市	2.43%	2.30%	12,696円	10,000円	5,929円	6,000円

別紙

令和2年度の標準保険料率

(単位:円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
所得割の税率	7.72%	2.70%	2.42%	12.84%
被保険者均等割額	31,816	10,960	12,601	55,377
世帯別平等割額	21,984	7,573	6,332	35,889